

# 精神科認定看護師制度の 改正について

一般社団法人日本精神科看護協会

※この情報は、令和4年11月30日時点のものです

# 精神科認定看護師制度の改正に関する 今後の方向性①

- 精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムを見直す。
- 精神科認定看護師が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ積極的に参画することや、地域共生社会の実現をめざした活動に取り組んでいけるように、認定資格取得後のフォローアップ体制を検討する。

# 精神科認定看護師制度の改正に関する 今後の方向性②

## 現行制度

- 令和6年度までは現行制度を継続

## 精神科認定看護師制度の改正に関する新たな方針

- 当初は当協会における特定行為研修の開講後に制度改正を予定していたが、特定行為研修の実施方法は大幅な見直しを行うことになった。そのため、精神科認定看護師制度の改正を行い、特定行為研修制度の運営開始は精神科認定看護師制度の改正後とする
- 新認定制度における精神科認定看護師教育課程の修了者が特定行為研修の受講を希望する場合は、当協会と連携している指定研修機関で受講ができるような仕組みを構築する
- 令和4年度は、これらの新たな方針に基づく準備を行い、制度改正の時期は、令和4年度内に公表する

# 精神科認定看護師がめざすべき目標

- ①精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能（実践，相談，指導，知識の発展）を適切に遂行できる。
- ②時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
- ③精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

## 《検討の背景》

- 平成27年度の認定制度の改正は、精神科看護の現場で起こる様々な状況に対応する力を発揮するために専攻領域を統合したが、精神科認定看護師が行う具体的な実践が見えにくくなった。
- 精神科認定看護師としての役割を果たすためには、「個人の能力の向上」「組織における有用性」の観点を重視しながら、「精神科認定看護師がめざすべき目標」を明確化する必要がある。
- 新認定制度の検討にあたっては、この目標をふまえて、現行制度の課題の整理も行った。

# 現行制度における課題の整理と見直した点 ～教育課程について～

現行制度における課題	見直した点
<ul style="list-style-type: none"><li>• 受講資格審査の出願者数が伸び悩んでいる状況があり、特に研修会場から離れた<u>地域の受講生が少ない傾向</u>にある。</li><li>• 精神科看護が様々な場で求められているが、<u>現行の教育課程ではメンタルヘルスや災害支援など地域において活動をするための学習時間数が少ない。</u></li><li>• 認定志願者の知識の習熟度を確認する機会が限定的であることや専任教員の配置がないことなどが、<u>知識の習熟度や活用に影響している可能性</u>がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• オンライン（オンデマンド配信、ライブ配信）による受講が可能となるように学習方法を見直した。</li><li>• メンタルヘルスや災害支援などの学習内容を加え、精神科認定看護師に求められる役割を果たすことができるようカリキュラムを再編した。</li><li>• 精神科認定看護師がめざすべき目標をふまえて、アドミッションポリシーとディプロマ・ポリシーを検討した。</li></ul>

# 現行制度における課題の整理と見直した点 ～資格者に関することについて～

現行制度における課題	見直した点
<ul style="list-style-type: none"><li>• 組織内において精神科認定看護師が活用されている様子はいかがいえるが、精神科認定看護師による学会発表が少なく、<u>具体的な実践、活動状況、その効果が可視化されていない。</u></li><li>• 10の専攻領域を設けていた時は、専攻領域毎に担当講師を配置し、専攻領域毎に学術集会で分科会が開催され、それがフォローアップにつながっていた。現行制度では研修会開催などの情報提供が主であるため、<u>フォローアップ体制を充実させる必要がある。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 更新の要件については、現行制度を踏襲するが、教員など臨床で実務を行っていない場合の要件について緩和することを検討した。</li><li>• 精神科認定看護師の実践や活動状況、その効果が可視化されるよう必須項目を設ける。</li><li>• フォローアップ体制については、次年度に引き続き、検討していく。</li></ul>

# 新 精神科認定看護師制度の概要

# 精神科認定看護師の資格取得の流れ

受講資格審査

受講資格審査の出願要件

看護師免許取得後	精神科看護経験
5年以上	3年以上

教育課程の受講

認定試験

登録

更新(5年毎)

# 精神科認定看護師教育課程

## 基本理念

- 精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。

## 教育目的

- 質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。

# アドミッションポリシー

- 本教育課程を受講するために備えている能力を明確にした。

- ① 基本的人権を尊重できる人
- ② やさしさ・温かさを有する人
- ③ 自分の意見を率直に伝えられる人
- ④ 他者の意見に耳を傾けられる人
- ⑤ 精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人
- ⑥ 困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人
- ⑦ 社会や組織の動向に関心をもちつづけられる人
- ⑧ 現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人
- ⑨ 精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人
- ⑩ 基本的な文章表現力が備わっている人

# ディプロマ・ポリシー

- 本教育課程を修了した時に備えている能力を明確にした。

- ① 対象者が望む生活や希望を聴くことができる (実践)
- ② 知識を応用して看護実践に活かすことができる (実践)
- ③ 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる (実践)
- ④ 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる (相談)
- ⑤ 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる (実践・相談・指導)
- ⑥ 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる (指導・知識の発展)
- ⑦ その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる (知識の発展)
- ⑧ 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる (知識の発展)
- ⑨ 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる (実践・相談・指導・知識の発展)

# 新カリキュラム(案)

- ①特定行為研修における共通科目、②精神科認定看護師としての知識と技術を学ぶ認定科目、③演習・実習により科目を構成する。

共通科目	時間数	認定科目	時間数	演習・実習	時間数
臨床病態生理学	40	精神科看護における看護倫理	15	演習 関係性を築く技術	30
臨床推論	60	コンサルテーション論	15	実習Ⅰ	135
フィジカルアセスメント	60	意思決定支援	15	実習Ⅱ	45
臨床薬理学	60	教育論	15		
疾病・臨床病態概論	55	精神科看護に関連した法規と制度	15		
医療安全学／特定行為実践	60	ライフサイクルとメンタルヘルス・家族援助論	15		
		看護マネジメント論	15		
		看護研究	15		
		精神科看護学	15		
		精神科医療の治療を支える技術	15		
		安全を守る技術	15		
		地域生活を支える技術	15		
		心身に課題を抱える患者の看護（リエゾン精神看護）	15		
小計	335	小計	195	小計	210
				合計	740
* 時間数は「45分＝1時間」で表記している（みなし時間）					

# 更新に関すること

## 見直しのポイント

- 更新の要件については、現行制度を踏襲し、精神科認定看護師の実践や活動状況、その効果が可視化されるよう必須項目を設ける
- 活動実績ポイント換算表は、研修・研究活動等報告書に変更し、その報告書の中において、必須項目を設ける
- 精神科看護実務の解釈を見直し、教員など臨床で実務を行っていない場合の要件について、緩和する